

税と経営の情報誌

2023.2 № 507

# きずな

## Hachioji



《今月の笑顔》

メルセデス・ベンツ八王子  
(株式会社シユテルン世田谷)

えだひなこ 江田雛子さん ごもり 小森ひなたさん



2023年「新春・会員の集い」を開催



タックスコーナー  
「申告書の作成・送信は国税庁ホームページから！」



令和5年度税制改正大綱  
「中小企業向け軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の  
2年延長、インボイス制度における各種特例措置など」



# 2023年 新春・会員の集い

141名が出席し、新たな年の活動を開始しました

2023年最初の事業、「新春・会員の集い」が1月6日、新春講演会と賀詞交歓会との二部構成により、八王子エルシイで開催されました。

祝賀懇親会を含む完全な形での賀詞交歓会は、2020年以来3年ぶり。山田副会長（厚生委員長）の開会挨拶に続き、年頭の挨拶に立った清宮会長は、多くのご来賓、会員の出席に対して感謝の言葉を述べるとともに、新たな年を迎え、感染症の状況も落ち着きを見せつつある中、より活発な法人会活動を開いていきたいと新年の決意を披露。続いて、ご来賓代表の皆様から新春を祝賀する、心のこもったご挨拶をいただき、懇親の場へと進みました。



年頭挨拶で感謝と決意を述べる  
清宮会長

心のこもったご挨拶をいただきました

<p>八王子税務署長 <b>阿久津安志 殿</b></p> <p>衆議院議員 <b>萩生田光一 殿</b></p> <p>八王子納税貯蓄組合連合会長 <b>川幡 勇 殿</b></p>	<p>東京都八王子都税事務所長 <b>山宮永穏 殿</b></p> <p>八王子商工会議所会頭 <b>樺崎博 殿</b></p>	<p>八王子市長 <b>石森孝志 殿</b></p> <p>東京税理士会八王子支部長 <b>高岡誠司 殿</b></p>
--	--	--

阿久津税務署長、山宮都税事務所長、石森市長、萩生田衆議院議員、樺崎商工会議所会頭より新年のご挨拶をいただいた後、高岡税理士会支部長の乾杯で懇親会がスタート。各テーブルで新年の挨拶が交わされるなど、和やかに過ぎた時間の最後は、法人会と租税教育活動で密接な関係にある納税貯蓄組合連合会の川幡会長の中締めで閉じられました。





新会員の皆様には壇上で1社ずつ、  
自己紹介をしていただきました



## 新会員 15社 18名を紹介

2022年4月以降、八王子法人会では約70社の新しい会員をお迎えしていますが、このうち、15社18名の方が賀詞交歓会に出席しました。出席した新会員の方々には、2回に分けて会場前方に設けられた壇上へお越しいただき、森屋副会長（組織委員長）の進行のもと、自己紹介をしていただきました。この壇上での自己紹介が、他の出席者とより一層、交流を深めるためのきっかけになった方もいたようでした。



新会員の自己紹介の場面を進行する  
森屋副会長（組織委員長）

## 新春講演会では、岡田 晃氏（大阪経済大学特別招聘教授）が登壇

賀詞交歓会に先立ち開催された新春講演会では、経済評論家で、大阪経済大学特別招聘教授の岡田晃氏が講師として登壇。「岸田政権は日本経済を救えるか～アフターコロナの展望～」と題して、日本経済新聞社やテレビ東京での長年にわたる報道現場の経験と、最新の取材活動をもとに、日本経済の今後の展望などについてお話しいただきました。



## 申告書の作成・送信は 国税庁ホームページから！

- ◆ 「確定申告」で検索し、  
作成方法などをご確認ください



確定申告



- ◆ スマホ申告は  
次のQRコードからアクセス



## 確定申告書の作成方法は 動画でチェック！

- ◆ 確定申告書等作成コーナーを利用した  
入力方法などの動画をご案内しています

動画で見る確定申告



## チャットボットや電話でも 相談できます！

- ◆ チャットボットでの相談



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを  
活用した「税務職員ふたば」がお  
答えします

- ◆ お電話での相談

e-Taxの使い方（操作方法等）

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

**0570-01-5901**

申告書の作成に当たってのご不明点等

所轄の税務署へお電話ください

(注)QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## 来場を検討されている方

### 申告書作成会場への入場には 「入場整理券」が必要です

- 会場内の混雑緩和のため、申告書作成会場への入場には  
**「入場整理券」が必要**です。
- 入場整理券は**税務署で当日配付**しますが、**LINEを通じたオンライン事前発行**も可能です。
- 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする場合**があります。

## 書面での申告は郵送を！

書面で提出する方は、国税庁ホームページ上の「確定申告書等作成コーナー」で作成・保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し**郵送で提出してください。**



多くの方が申告書作成会場に訪れるといわゆる「三密」が発生しやすい状況となるため、密を避け大切な人を守るためにも、**ご自宅等からのe-Tax（電子申告）**に、是非、ご協力ください。



# 令和5年度 税制改正大綱

## －法人会の税制改正提言－

### ～中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の2年延長、インボイス制度における各種特例措置など～

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスについては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法も改正され注目論点が多い年となっています。主な内容をお知らせします。

#### 法人税関係

##### (1)オープンイノベーション促進税制の見直し

対象となる特定株式について、発行法人以外からの購入により取得して議決権の過半数を有することになる場合まで拡大されました。従来の払込みによる場合の上限額は引き下げられています。

	払込みによる取得	発行法人以外からの購入
投資金額の下限額	大企業1億円以上 中小企業1千万円以上 海外企業5億円以上	5億円以上 海外企業は対象外
投資金額の上限額	50億円	200億円
特定事業活動の継続期間	3年	5年

##### (2)研究開発税制の見直し

一般試験研究費の額にかかる税額控除制度については、下限を2%から1%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期限は3年間延長されます。試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上乗せの特例の適用期限は3年間延長されます。

中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。税額控除率の12%に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。

特別試験研究費に対する税額控除制度については、①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。税額控除率は25%とされます。②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含まれられます。税額控除率は20%とされます。③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が除外されます。

##### (3)中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例期限は2年間延長されます。

##### (4)中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランドリー等を利用した節税を除外して2年間延長されます。

##### (5)中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特例

中小企業経営強化税制について、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く)又は暗号資産マイニングを委託している場合などを除外して2年

間延長されます。

#### 相続税・贈与税関係

##### (1)相続時精算課税制度についての見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、従来の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることになります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の課税価格に加算となる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の不動産について、災害等によって被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算となる価額は、贈与時の価額から被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

2024年分の贈与から適用されます。

##### (2)生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が、3年以内から7年以内に変更されます。なお、3年以内に贈与された財産以外については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。

2024年以後贈与により取得する財産から適用されます。

##### (3)教育資金贈与の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の変更を加えて、適用期限が3年間延長されます。①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、常に課税対象とされます。②受贈者が30歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。③教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。

2023年4月以後の教育資金について適用されます。

##### (4)結婚・子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されることにした上で、適用期限が2年間延長されます。

2023年4月以後の贈与について適用されます。

#### 所得税関係

##### (1)NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、新NISA制度は2024年からとなり、2023年中は旧制度の適用となります。概要を比較すると次の通りです。

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2042年まで	2023年まで	2024年から恒久化
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税投資可能額	800万円	600万円	1,800万円 (内成長投資枠1,200万円)
年間投資可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠120万円 成長投資枠240万円

ジュニアNISAは、2023年まで終了となります。新NISA制度は18歳以上が利用できます。

## (2)極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える部分について、所得税を課税する制度が創設されます。

基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額です。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額です。なお、基準所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額及びNISA制度で非課税となる額は含みません。

2025年から適用されます。

## (3)エンジエル税制の改正

エンジエル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分については従来通りですが、株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設けた形です。

## (4)特定中小会社設立時発行株式に関する控除制度

特定の中小会社の設立時に払い込んだ金額について、その取得をした年の株式の譲渡所得から控除できる制度が創設されます。また、その株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。エンジエル税制との選択適用となります。

## (5)ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内に延長されます。

## 消費税関係

### (1)売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められます。つまり、売上税額の2割だけを納税することになります。

### (2)1万円未満にはインボイスを不要とする特例

基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間の課税売上高5千万円以下である事業者が、インボイス制度導入後6年間の課税仕入について支払対価が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で税額控除を認められます。

### (3)適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込み1万円未満の場合は、適格返還請求書の交付義務が免除されます。

事実上、振込手数料分の値引きに対する特例です。

## (4)登録申請書の提出期限の変更

2022年10月1日から登録したい場合に、2022年3月末までに申請が必要という取り扱いが事実上なくなります。

## 国際課税

### (1)グローバル・ミニマム課税への対応

特定多国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に対する法人税を課税する仕組みを創設します。2024年4月以後開始する対象会計年度から適用されます。

### (2)外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上(現行は30%以上)である場合には適用が免除されることとなります。2024年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

### (3)非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税所得については所得税を課さない取扱いが創設されます。

## 納税環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。①過少申告加算税の軽減対象となる優良な電子帳簿の範囲について明確化されます。2024年1月以後に申告期限等が到来する国税に適用されます。②スキャナ保存制度について、解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件は廃止されます。記録事項の入力者等に関する確認要件が廃止されます。相互関連性要件については、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。2024年1月以後に保存が行われる国税関係書類に適用されます。③電子取引について、判定期間における売上高が5千万円以下である保存義務者と電磁的記録の出力書面を用意し、かつ電磁的記録を行う者については、検索要件の全てを不要とします。2024年1月以後に行う電子取引について適用されます。

## 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2024年以降の適切な時期を施行時期として、2027年度までに段階的に実施されます。

①法人税額に対し、税率4~4.5%の付加税を課すこととされます。ただし、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。②所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課すこととし、一方で、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間が延長されます。③たばこ税については、一本あたり3円の引上げが、段階的に実施されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聰一郎

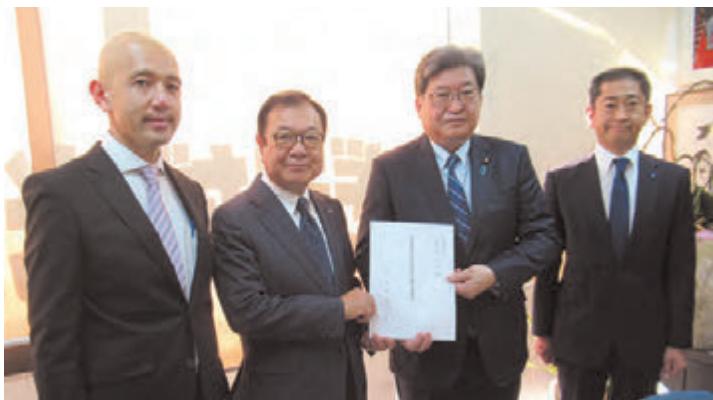
TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

## 法人会会員の総意である、より良い税制の実現に向けて ～萩生田衆議院議員、石森市長、吉本市議会議長へ要望書を提出～

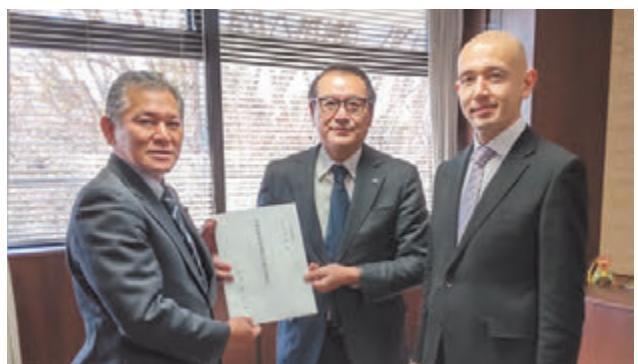


▲萩生田議員(右から二人目)に要望書を手渡す清宮会長  
(右端は吉野税制委員長、左端は山下副委員長)

全国法人会総連合が、75万社を数える会員の総意として取りまとめた、2023年度の税制改正要望事項。当法人会では、清宮会長、吉野副会長(税制委員長)、山本副会長の他、税制委員のメンバーが中心となり、11月19日に萩生田光一衆議院議員、11月11日に石森孝志市長、1月11日に吉本孝良市議会議長を訪問。中小企業の活性化や事業承継の円滑化などに対する税制面からの支援や、行財政改革の推進などを要望しました。



▲石森市長(右から二人目)に要望書を手渡す清宮会長  
(右端は吉野委員長、左端より山下副委員長、村田委員)



▲吉本議長(左端)に要望書を手渡す山本副会長  
(右端は山下副委員長)

## 研修事業レポート

## 西部地区

【2022.12.17 川口市民センター】

## クリスマスに花を添えるフラワーアレンジメントセミナーを開催

西部地区では、「クリスマスに飾れる花飾り」をテーマに、有限会社花鈴の松井様を講師にお迎えし、フラワーアレンジメントセミナーを開催しました。

事業の計画段階では、「手作りスイーツ講座」を開催する予定でしたが、諸事情に伴い急遽予定を変更。クリスマスに近い開催日ということもあり、今回の企画となりました。急な告知にも関わらず、定員と同数の20名が参加。クリスマスから新年にかけて、オフィスや自宅を彩ってくれる「花飾り」が次々と完成していきました。



▲講師のアドバイスをもとに  
材料となる草花を鉢にアレンジしていました

## ■ 八王子市の人材確保・定着支援制度 ■

### 人材確保・定着にお悩みの中小企業の方へ

八王子市では、中小企業等の人材確保・定着に向けた支援施策を実施しています。

#### ●はちおうじ就職ナビ

主に若者をターゲットとして、市内企業の魅力や求人情報を発信するwebサイトです。サイト掲載費は一切かかりませんので、ぜひ採用活動にお役立てください。

##### 【掲載のメリット】

- ①求人情報が掲載できます。
- ②写真や動画で貴社の魅力を発信できます。



はちおうじ就職ナビ

#### ●中小企業新入社員合同研修

新入社員の方に向けて、ビジネスマナーや社会人としての基礎知識を学ぶ合同研修を開催します。日程等の詳細は、八王子市ホームページで3月頃公開予定です。

#### ●はちおうじ若者奨励金 制度の見直しに伴う交付終了について

「はちおうじ就職ナビ」掲載企業に就職した市内在住の若者に対して奨励金を交付する制度「はちおうじ若者奨励金」について、このたび制度を見直し、新たに「定住促進奨学金返還支援事業」として実施する予定です。

今回の見直しに伴い「はちおうじ若者奨励金」の新規認定申請及び特例を除く交付申請等については、令和5年3月末をもって受付を終了する予定です。本制度の終了に伴う取扱いについて、詳しくは市ホームページをご確認ください。



はちおうじ若者奨励金

【申込み・問い合わせ】  
八王子市産業振興部産業振興推進課（八王子市役所6階）  
TEL：042-620-7252  
e-mail:b092000@city.hachioji.tokyo.jp

## 従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

### 東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

#### 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さんにご利用いただいでいます。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・  
お問い合わせは



公 益 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaku.tokyo.or.jp/>



# ナ ラ リ 輝く! 会員企業

Vol 32

## 創設以来「地域の皆様に愛される病院へ」をモットーに発展

1946年、日野自動車の病院を母体として誕生した仁和会総合病院は、地域の皆様の目線に立った病院として発展してきました。20の診療科、一般病床42床、地域包括ケア病床44床、医療療養型病床71床の入院施設を有している同院は、常時150人入院可能となっており、年間1200件以上の手術を行い、1日辺り450人の外来患者を診察し、地域医療を支えています。

また、人間ドックなど健診にも力を入れており、新たにマンモグラフィの新検査『トモシンセス3D検査』、AIを活用した新型MRI装置、最先端の前立腺生検装置などを導入。より正確な検査による判定が可能となっています。

## 創設時の「奉仕の志」を継承、「無料低額診療事業」にも尽力

諸橋病院長がセンター長を務め、医療ソーシャルワーカー4名、入退院支援看護師2名で構成される『患者支援センター』では、入院窓口としての役割や、ご自宅又は施設へのスマートな退院までの支援の他、『無料低額診療事業』として生活状況などを伺い、医療費の減額や免除などの相談窓口も担っています。八王子市内でこのような公益事業を行う医療施設は仁和会総合病院のみだそうです。安心して暮らせる街、八王子を支える医療機関として益々の発展が期待されています。



病院外観



3階外来待合



太田常務理事 山下副センター長



総合受付



健診センター受付



トモシンセス撮影が可能なマンモグラフィ装置



新型MRI (SIGMA voyager)



最先端前立腺生検装置 (BioJet)

一般財団法人 仁和会総合病院  
〒192-0046  
八王子市明神町4-8-1  
TEL: 042-644-3711 (代表)  
FAX: 042-646-2556  
<https://jinwakai.jp/>



一般財団法人 仁和会総合病院  
健診センター  
TEL: 042-644-3721 (直通)  
FAX: 042-646-9509



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。  
あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。  
詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。

今月の笑顔



## メルセデス・ベンツ八王子

(株式会社シュテルン世田谷)

▼今月の笑顔は、『メルセデス・ベンツ八王子（株式会社シュテルン世田谷）』を訪問し、店長の堤章さん、江田雑子さん、小森ひなたさんにお話を伺いました。

▼八王子ICから300mの場所に2022年4月18日オープン。新車から中古車まで幅広い車種を取り揃えています。ショールームには新車の展示、屋外は屋根付きとなっており、中古車の展示の他、お客様に開放しているEV車の充電設備を完備。お客様駐車場も複数準備されており、車の内覧、試乗も気軽にできる好環境となっています。

▼「メルセデス・ベンツは安全性に優れており、EV（電気自動車）を拡充しています。現在5車種はEV車となっており、EQシリーズとして展開しています。当社は東京、神奈川に14店舗展開しておりアフターフォローは万全な体制を整えています」（堤店長）

▼中古車部門担当の小森さんは、中古車セールスのサポートとして、電話対応、注文書入力、納車までの登録、納品請求書作成など事務を担当しています。「セールス担当と協力し、納車までスピーディーに情報共有し進めることを心掛けています。ダイレクトメール（DM）のラベル作成・発送を行っていますが、ご来店頂くお客様が、後日DMを見たお客様がご来店されると嬉しくなります」（小森さん）

▼サービス部で事務担当の江田さんは、電話対応、納車点検の書類作成を担当しています。「納車点検では、納車日までに間に合うよう、スタッフで情報共有に心がけています。納車できるまで様々な手続きがありますが、お客様に無事に納車できるとやりがいを感じます」（江田さん）

▼お仕事の合間にお休みは楽しんでいるお二人、「買い物やヨガを楽しんでいます。常に出掛けていますね」（小森さん）



店長

えだひなこ  
江田雑子さん

つつみあきら  
堤章さん

ごもり  
小森ひなたさん

「友達と旅行や食事に行っています。お家でゆっくりすることもあります」（江田さん）

▼若いスタッフが多い当店ですが、小森さんは仕事がうまく回るように気を遣って取り組んでくれています。江田さんは他店での3人分頑張ってもらっています。新店オープンは準備が非常に大変ですが、2人の頑張りと成長を実感しています（堤店長）

▼「他店購入いただいたお車も点検いたします。また、他店では納期が長期に及ぶお車などありましたらお気軽にご相談ください」（堤店長）

〒192-0012

八王子市左入町700番1

電話 : 042-696-5111

FAX : 042-692-1111

サービス : 042-696-0880

営業時間 : 10:00~18:00 (サービス工場は17:00まで)

定休日 : 水曜日(祝日は営業) [www.stern-setagaya.co.jp](http://www.stern-setagaya.co.jp)



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

納税には  
ダイレクト納付が便利です！



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするところのメリットが！

添付書類の提出省略<sup>(注)</sup>

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。  
詳しくはホームページをご確認ください。

イータックス



法人会

法人会は会社経営の効率化のためe-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

発行者 公益社団法人 八王子法人会 会長 清宮仁  
編集者 公益社団法人 八王子法人会 広報委員長 小林一仁  
発行所 公益社団法人 八王子法人会 東京都八王子市大横町14-25  
第47巻 第11号 通巻507号 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566

発行日 令和5年2月5日  
印刷 斯ズキ美術印刷(株)  
東京都八王子市南町9-8  
電話(042)626-2600(代)

ふるさと漫歩  
多摩の植物

ゼンマイ

写真・資料提供

菱山忠三郎氏



山麓や沢の水辺などによく生えるシダ。大型で塊状の根茎から葉が束になつててる。高さ60~90センチになり、冬は枯れる。シダの仲間でゼンマイ科の大形のシダだ。シダ類で山菜にするものの中でもワラビとともによく知られる。ただし、多摩地方などではゼンマイはワラビほど家族連れの山菜となりあまり親しまれてはいないようだ。やはりゼンマイは本来、雪国でとくに愛されている山菜といえるのかも知れない。

なお、ゼンマイはとくに大きくなり、一つの株に2種類の葉がある。真中から真っ直ぐに立つのは胞子のつく胞子葉で、これからは生育すると褐色になり、普通は食べない。食べる時はそのまわりから群生する緑色の栄養葉のほうで、春先き、この葉のくるつと巻いた若葉状のものを食用とする。この様子は形がなかなかよく、愛すべきかたちになつてている。牧野富太郎図鑑によれば「ゼンマイは錢巻の意味で、胞子葉がはじめくるりと巻いて円いから昔の貨幣（当時、鉄製の錢）に例えたものという。時計のゼンマイは逆にこのシダの若葉から連想されたものと思われる」とある。よく見てみると確かに楽しい形をしている。

ゼンマイ類では本種が基本種で、他に数種類がある。やや葉の細長い感じのものに、オクタマゼンマイがあり、これは高尾山にも見られる。

